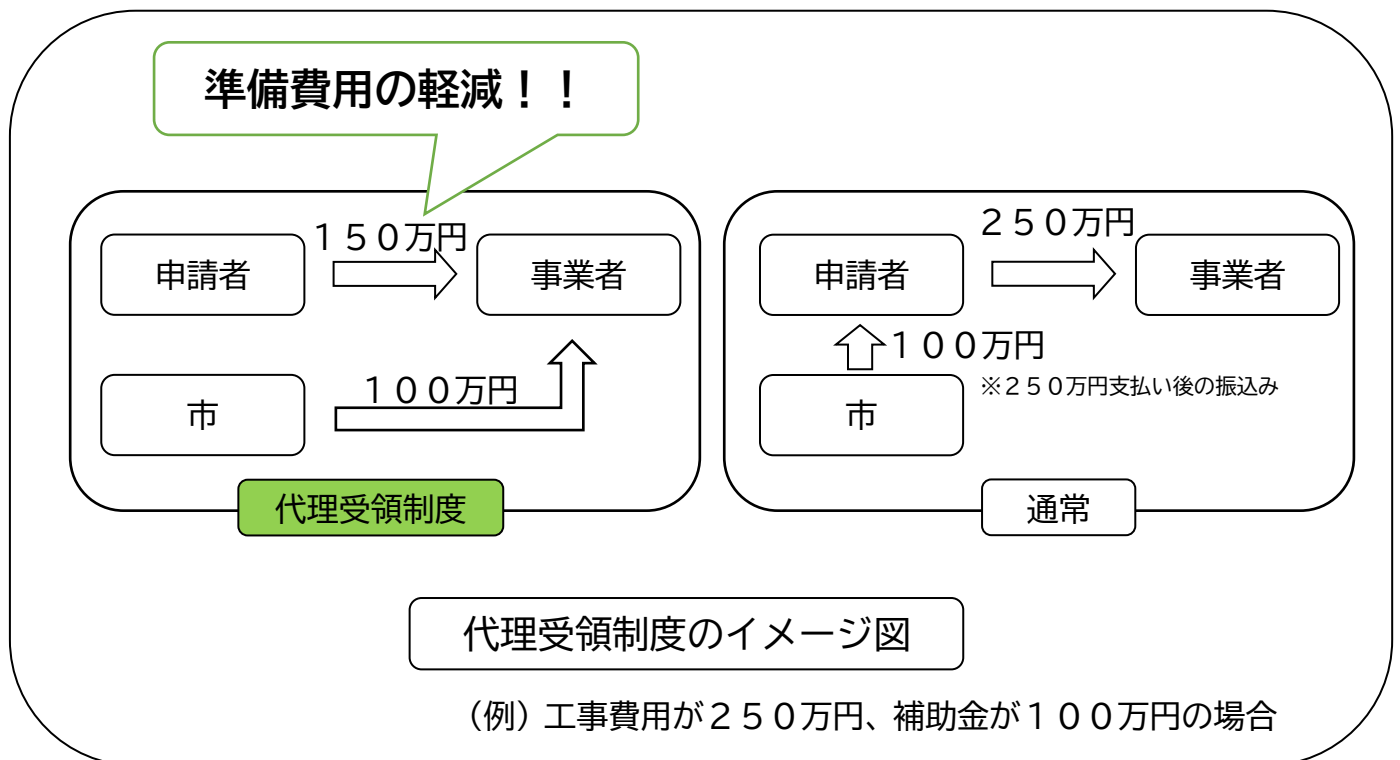


耐震改修工事費等補助金について

代理受領制度を利用できます。

木造住宅の耐震改修工事等に取り組みやすくするため、代理受領制度を実施しています。補助金の申請者が、耐震改修工事等の契約を締結した者（事業者）に、補助金の受領を委任することで、事業者が直接補助金を受領することができる制度です。

申請者は、工事費用のうち補助金を差し引いた金額を用意すればよく、当初に準備する費用が少なく済みます。



◇代理受領制度の利用にあたって

申請者（委任者）と事業者（受任者）が代理受領制度を理解し、合意したうえで利用してください。

代理受領制度を利用される場合は、耐震改修工事費等補助金交付申請の際に、「代理受領事前届出書」を提出してください。

※裏面の「届出から補助金受領までの大まかな流れ」をご確認ください。

◇問い合わせ先

知多市都市計画課 電話0562-36-2669（直通）

◇届出から補助金受領までの大まかな流れ

